

海上安全情報（ナブテックス）送信海岸局

1 海上安全情報の送信を行う海岸局の識別信号並びに使用電波の型式及び周波数等

局名	識別信号	使用電波の型式及び周波数
小樽(積丹第2)	J	F1B 424kHz及び518kHz
小樽(十町瀬)	K	F1B 424kHz及び518kHz
横浜(富津第2)	I	F1B 424kHz及び518kHz
門司(延行第2)	H	F1B 424kHz及び518kHz
那覇(喜屋武)	G	F1B 424kHz及び518kHz

2 運用する時間 常時

3 その他

- (1) 運用主体 海上保安庁
- (2) 対象船舶 対象海域を航行する船舶
- (3) 対象海域 平成7年郵政省告示第42号(F1B電波424kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏を定める件)又は平成4年郵政省告示第66号(ナブテックス受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏を定める件)に規定する海域
- (4) 通報事項 和文及び英文による航行警報(外国の領海に係るものを除く。)、海上警報、海上予報並びに捜索及び救助に関する事項
- (5) 送信時刻(中央標準時)

局名	424kHz(和文)	518kHz(英文)
小樽(積丹第2)	午前1時51分	午前2時30分
	午前5時51分	午前6時30分
	午前9時51分	午前10時30分
	午後1時51分	午後2時30分
	午後5時51分	午後6時30分
	午後9時51分	午後10時30分
小樽(十町瀬)	午前2時8分	午前2時40分
	午前6時8分	午前6時40分
	午前10時8分	午前10時40分
	午後2時8分	午後2時40分
	午後6時8分	午後6時40分
	午後10時8分	午後10時40分

横浜(富津第2)	午前1時34分	午前2時20分
	午前5時34分	午前6時20分
	午前9時34分	午前10時20分
	午後1時34分	午後2時20分
	午後5時34分	午後6時20分
	午後9時34分	午後10時20分
門司(延行第2)	午前1時17分	午前2時10分
	午前5時17分	午前6時10分
	午前9時17分	午前10時10分
	午後1時17分	午後2時10分
	午後5時17分	午後6時10分
	午後9時17分	午後10時10分
那覇(喜屋武)	午前1時0分	午前2時0分
	午前5時0分	午前6時0分
	午前9時0分	午前10時0分
	午後1時0分	午後2時0分
	午後5時0分	午後6時0分
	午後9時0分	午後10時0分

ただし、緊急を要する情報については随時送信する。